

成弘名一町・同屋敷等の安堵を乞い  
その外題をうけていはる。尙この文書  
によれば供僧栄運はこの地を先師神  
栄から相伝していふ。

そして永和二年（一三七六）九月廿九日の頃は、前記宇佐宮若宮經番供料々所横山浦成弘名田地八反廿五代は、供僧賢信律師に知行せしめよとの下知状が、勘解判官知秀の名前で宇佐宮大宮司宛出されてゐる。

(宮成文書同日条)  
その後、内尾文書応永八年（一四〇一）五月十三日の条に、宇佐公光の寄進状と田地売券とがある。それには「豊前国宇佐郡横山浦得光名・中村枇杷迫名之内いちこ原・同まち引を法雲寺に寄進と売券とあって、ここに横山浦は宇佐郡と明記されている。同文書応永廿二年（一四二六）十一月八日の条にも、僧守真が祖父・親父の追贍のため、宇佐郡横山浦千原之口坪中依ニ反を法雲寺

寺に寄進する、とあって宇佐郡とある。つまりここでは横山浦の中に宇佐庄の成弘名と、宇佐庄でない名があり、これを区別するために宇佐郡と明記したのではなかろうか。

書応永廿一年（一四一四）七月八日  
弾正忠某から矢上大藏大夫と郡代  
宛の奉書に、「宇佐郡御寺領麻生庄  
之内漆垣畠地・同郡御神領中籠敷屋

一ヶ所井南依畠地二反、今者号和兵屋敷所を、池永若狭守に打渡さしむる。とあゝて明らかに宇佐郡麻生庄とある。その後山口文書文明十年（一四七八）八月十七日、大内政弘が「豊前国宇佐郡横山内松原三町地吉田主賢を麻生郷にある宝陀寺に寄進し、この宝陀寺について、同文書天文廿一年（一五五二）十一月廿八日、大内義長安堵書下に、「豊前国宇佐郡宝陀寺事、任文明十年八月十七日法

落書小考

後藤重巳

嘉永八年（安政二）（七年十一月廿七日改元）一月日付の橋津文書に左の史料が見られる。

つては、至極不都合な内容のものであつたことは、疑ひない。

極めて古く、古代期までにさかのほ  
ることができる訳であるが、中世に  
は、「建武年間記」に見える「二条  
河原落書」などは、余りに名高かく、  
また近世に入ると、「宝永落書」を  
はじめ、特に、安永・天明期におけ

る苛政に対する諷刺ものや、幕末期における世情不安等をなじるものなど、明治初年にまで隆盛を極めた。今日のように、新聞・雑誌・ラジ

付  
一去、十日夜村々江落文御座候  
此節取調候得共私共右等之儀  
仕候者毛頭無御座候此段村内江右  
之儀仕候者及聞候得者早速  
御訴出可申候依之銘々連印仕差  
申候以上

四  
平

外四十九名略

前文之通村內取調候處右様之儀  
致候者宅人茂無御座候付家頭之  
者共

印形致差上申候以上  
嘉永八年 組頭 左之助

橋津喜左衛門殿

右、問題の「落文」は、その内容を知り得ないけれども、当局側によ

政治に対する不満や意見を進言する

は、各藩でも行なわれていた。

二〇

皆々 及渴命計之為三面可共致方無與敵

直訴的な性格のものなどが考えられ  
るが、差出人や、作者の名を偽名に  
し、また匿名する事が原則であつ  
た。

「御役所御門外江出席候目安箱之事」（執照録）（橋津文書）によると、

この日安箱の開設が、具体的にどのような効果を果したかについて、知る史料は、手元にはない。

難於至極之段御劍察可被下候事  
② 一三途川原釣網等又被年寄候鬼共極樂  
= 内縁を求掛弟子龍成衣を差鉢鼓扣

ところで、落書に関しては、古く「政事要略（国史大系二十八）」の卷八十四、「糺弾雜事」には

一寛政二戌九月十九日御役所左  
之通御繩出村方江申触置候右二付  
御門外江一尺三四五寸四方之箱上

実や、その設置場所や、記名有印機  
守の条件等から、当局側の期待ほど  
まで効を奏さなかつたのではないか

又云、投匿名書、告人罪者徒二年  
謂、絕匿姓名、及僞人姓名、以避  
已作者、素置懸之、但是、得書者

屋付台ニ乗せ被成御出候  
と見え、その申触内容は、次の如く  
であつた。

さて、文化八年、橋津組での落文事件から四〇年程を経た、文化八

皆即焚之、若將官司者杖一百、官司受而為理者加二等、被告者不坐、輒上聞者徒二年半

一都而御領分末々迄様子委敷達  
御聰候様之恩召ニ而俾屋門外ニ比  
覺

誠に奇妙な史料がここに見られる。

と見えており、すでに古代においても、匿名で投書する事は罪と規定されてゐる。

度被仰出候且安箱差出候之間村方之者其筋江申出義茂有之節は右

が、この点は後日の考証に委ねる。  
宇佐郡宇佐市広崎氏の文書中に見  
られるこの一点の史料は、やや長文

中世期の一揆契状の中に、一揆構成員は、「腹臍なく意見を述べる様規定されている事実は、集団秩序を

茂 佐伯公語曰屋其外徑八井

乍恐以書附奉願事  
也

維持するためには、各人の身心一体となつた協力が必要であつたからであり、心をかくす事は、当然惡とも

相成候間名相記印形致ゝ可差出候  
右之通被仰出候間村々端々迄不洩  
様可

①私共村々之儀御從先祖 不法不律之  
輩越闊廢朝廷之御裁許之上右守之族

江戸幕府では、一般庶民の、政治に対する進言や、要求・不満などを集約するために、目安箱の設置されたのは、享保六（一七二一）年に徳川吉宗による例が著明であり、この庶民直訴を目的とする訴状箱の設置

右の史料は、島原藩豊州飛地に對する高田役所からの觸出しであつたが、城付地島原では、前年の寛政元年九月三日には、すでに大手門等に目安箱の設置を実施していた。

中豐相率來候。近來年梁國弘道甚繁。  
昌仕候付不殘極樂或天道御遣被成候。  
付自然國中村々共二夫食無御座難儀至  
極仕候且又稀落來候罪人賊人之族等或  
打首等之者共計二而一向油氣無御座候  
付甚殊合惡敷發不申候共方或不申付

候得何卒百軒計之新町御免被成下候得  
ハ老女并妻子草煙草履鼻紙之類莫子  
等為壳渡世為致申度尙又美麗成遊女  
共落來候ハ呵責之替動等為致可申  
候事

⑧一近年宗林亞六道錢持參無之往生人御  
御座候付惣地獄中自然鳥目ム座御座候  
依之何卒十年札遣い被仰付可被下御事  
一畜生道理居候牛馬之骨大分之事御座  
候是又御免被仰付候ハ朝鮮琉球表積  
渡砂糖糞壳私申度御事

右七ヶ条願申上候通何卒御免被下候  
地獄中取続仕度此段御考察被下置至  
極之御用捨以願之通被仰付被下置候  
ハ地獄中一同有難仕合可奉存候以上

地獄村々  
文化八年未二月 懲鬼共連判  
前書之通惣地獄中至難汲之段儲見  
届申處全相違無御座候間右鬼共隨之通  
被仰付可被下候於下方何差支無御座  
候付奥印仕差出申候以上

十王中連印  
閻魔大王  
右史料の大意は、村々に譬えられた  
地獄村々の困窮状態は難汲至極で  
あり、村中鬼共渴命の危急に至つて  
いる実情に基づいて、御救い方を要  
請する。  
鬼共の中でも、いくらか賢明な連  
中は、極楽にシテを求めて寄食した  
書式をもつてゐる。

りして生命をつないでいるが、大半  
のものは、夫食に困り、呵責に必要  
な鐵之棒・斧鉄・舌拔まで入質し、  
罪人呵苦の職務さえ執行できない状  
態に至つてゐる。数多い地獄の中で  
も無間・焦熱地獄等は辛うじて存続  
しているものの、他の小地獄は、村  
潰れの状態に至つてゐる。そこで地  
獄村々取続けの手段として、開地に  
栗・キビ・稗・唐芋を根付して夫食  
の助けにしたい。峻嶮な山山には、  
植林もしたい。